静岡県教育委員会後援名義の使用承認を申請される方へ

(静岡県教育委員会教育総務課)

1 対象となる事業(次の各号全ての要件を満たす必要があります。)

- (1) 教育委員会の基本方針及び施策に反しないこと。
 - (参考 教育行政の基本方針と教育予算)
- (2) 公益性を有するものであって、特定の流派や系列に偏せず、主催者等の親睦を目的とするものではないこと。
- (3) 事業の範囲が全県にわたり、県内で開催されるものであること。また、事業に一定規模の参加者があること。ただし、他県教育委員会等で開催場所を持ち回りする事業である場合や、教育委員会が特に必要と認めるものについては、この限りではない。
 - ※地域が限定されているものについては原則不可
- (4) 収益を伴う事業に類するものでなく、入場料、参加料等が適切であること。
- (5) 特定の政治活動又は宗教活動を内容としないこと。また、公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがないこと。
- (7) 事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。
- (8) 原則として、継続して3回以上の開催実績があること。

2 必要書類

- (1) 静岡県教育委員会後援名義使用承認申請書(様式第1号)
- (2) チェック表 (様式第2号)
- (3) 事業の収支予算書(収支は原則ゼロ収支)
- (4) 事業資料 (事業計画・事業内容を明らかにする書類)
- (5) 主催者の定款、規約等(主催者の名称及び組織を明らかにする最新の書類)
- (6) 役員等名簿(主催者の役員等の役職及び氏名を記載した書類)
- (7) その他(ある場合のみ: ポスターやちらしの見本、過去の事業実績が分かる機関紙(3年分)・新聞記事、他県等への後援名義申請状況等)

3 申請後の流れ

- (1) 使用承認の通知は所管課から送付します。(メール又は郵送)
- (2) 事業終了後、「静岡県教育委員会後援名義使用承認事業報告書(様式第5号)」、「収支決算書」、「後援名義が明示された資料」を御提出ください。報告書が未提出の場合、次回の後援は認められません。

4 その他

新規事業にあっては、名義使用開始予定日の2か月前までに、例年事業*にあっては名義使用開始予定日の1か月前までに、申請書を提出してください。

※ 過去3年以内に、後援名義の使用承認がされ、承認内容どおり事業が 実施される等特段の問題がなく、次回以降も主催者、事業内容等の変 更がなく引き続き後援名義の使用承認を申請しようとする事業

5 申請方法(郵送、持参、e-mailによる)

各所管課の電話番号及び提出先(担当)

- (1) 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県教育委員会事務局 各所管課 宛
- (2) 持参の場合 静岡県庁 西館 7・8 階 静岡県教育委員会事務局 各所管課へ持参してください。
- (3) e-mail の場合

幼児教育、義務教育に関すること	義務教育課	0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 4 0
	kvoni gimu@nre	of shiguoka la in

高校教育に関すること 高校教育課 054-221-3656

kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

特別支援教育に関すること特別支援教育課 054-221-2454

kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp

社会教育に関すること 社会教育課 054-221-3161

kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

学校体育及びスポーツに関すること 健康体育課 054-221-3174

kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp

その他後援に関するお問い合わせ 教育総務課 054-221-3675

kyoui_soumu@pref.shizuoka.lg.jp